平成２５年（フ）第２４５号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町４丁目219番地１　第３長縄ハイツ405号室
債務者　柿本　幸子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２６５号
愛知県知立市長田１丁目29番地１　プレジールサンシャイン203号
債務者　大野麻由美
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
愛知県岡崎市東大友町字堀所２番地１　大東ハイツ202
債務者　中村　春男
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
愛知県豊田市三軒町５丁目10番地42　ナイスアーバン衣ケ丘401号
債務者　市川　道幸
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１５号
埼玉県朝霞市根岸台１丁目６番84号　ロイヤルスリーゼ103号
債務者　秋本　　誠
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６５７号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区18棟202号
債務者　大田　隆浩
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７４号
埼玉県北本市東間１丁目52番地２　ファミールＫ―103
債務者　加藤めぐみ
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７３９号
埼玉県川口市東川口６丁目19番22号　吉田コーポ102号
債務者　五十嵐恵美子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
埼玉県ふじみ野市福岡１丁目５番２号　エクセレント上福岡101号
債務者　野田　奉憲
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３８３号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目17番３―104号
債務者　小見　雅世
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２８０号
名古屋市中川区下之一色町字権野143番地の２　カーサエテルノ202号　グループホームきらきら、住民票上の住所名古屋市南区豊４丁目11番３号　大和溶接工業所早川方
債務者　園原　宏旨
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９６号
岡山県倉敷市庄新町９番３―４号
債務者　飯田小夜子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
岡山市北区津倉町２丁目１番１号　津倉ビル202号、申立時の住所岡山県倉敷市八王寺町160番地１　トップザクリーンⅠ―102号
債務者　秋山　栄子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
岡山県倉敷市北畝７丁目８番10号
債務者　田渕　創介（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
山形県酒田市若宮町２丁目37番９号、前住所山形県酒田市緑ケ丘１丁目４番地の14グリーンヒルズＢ号
債務者　小松原　恵
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第４４号
山形県酒田市東泉町４丁目２番地の11　泉ハイツ102号
債務者　木幡　博志
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第５３７号
埼玉県加須市花崎北４丁目11番地１　第15加須コーポ202号、旧住所埼玉県羽生市南羽生３丁目20番地１
債務者　渡辺るり子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係